

令和6年4月1日(月)から変わります

# 鳩山町役場 組織改正



町では、職員数の縮減を図りながら、行政サービスを維持するため、平成30年度組織改正基本方針に基づき、第1期実施要領及び第2期実施要領を作成し、組織改正を行ってきました。

令和6年4月1日からは第3期実施要領に基づき、第1期、第2期で行った再編を踏まえ、今まで以上に効率的な業務を推進し、新たな政策課題に対応する組織にすることを目的として、組織改正を行います。

■ 問合せ 役場政策財政課  
☎ 296-1212

## ▶ (旧)「産業環境課」を「地域創生環境課(庁舎2階)」と「産業振興課(庁舎3階)」に分割

「地域創生環境課」は2階政策財政課の横に新設し、(旧)「産業環境課」が「産業振興課」になります。皆さんの暮らしに関係する(旧)産業環境課の業務(ごみ・空き地の適正管理・犬の登録・交通安全など)に関する手続きやご相談は、2階の「地域創生環境課(☎ 296-5894)」までお願いいたします。

## ▶ 「町民健康課 町民サービス・子育て支援担当」を「戸籍・住民担当」と「子育て支援・少子化対策担当」に分割

## ▶ 「保健センター」業務担当を「健康増進担当」と「母子保健担当」に変更

主な変更点

令和6年4月1日からの新たな体制 ※変更があった課(担当)のみ記載

### 町民健康課 庁舎1階

- ◆ 戸籍・住民担当(戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカードに関すること) ☎ 296-5891
- ◆ 子育て支援・少子化対策担当(子育て支援、少子化対策、児童手当、保育所に関すること) ☎ 277-7527

### 保健センター(出先機関)

- ◆ 健康増進担当(健康診査、予防接種、救急医療に関すること) ☎ 296-2530
- ◆ 母子保健担当(母子保健、口腔衛生、児童虐待防止に関すること) ☎ 296-2530

### 地域創生環境課 庁舎2階

- ◆ 地域創生・企業誘致担当(地域創生事務(北部地域活性化、埼玉西部クリーンセンターの運営等)、企業誘致に関すること) ☎ 296-7887
- ◆ 環境保全・生活安全担当(環境保全、ごみ、交通安全、防犯等に関すること) ☎ 296-5894

### 産業振興課 庁舎3階

- ◆ 農林業政策担当(農林水産業、農村整備事務に関すること) ☎ 296-5895
- ◆ 商工業・観光振興担当(商工業、消費生活、観光振興に関すること) ☎ 296-5895